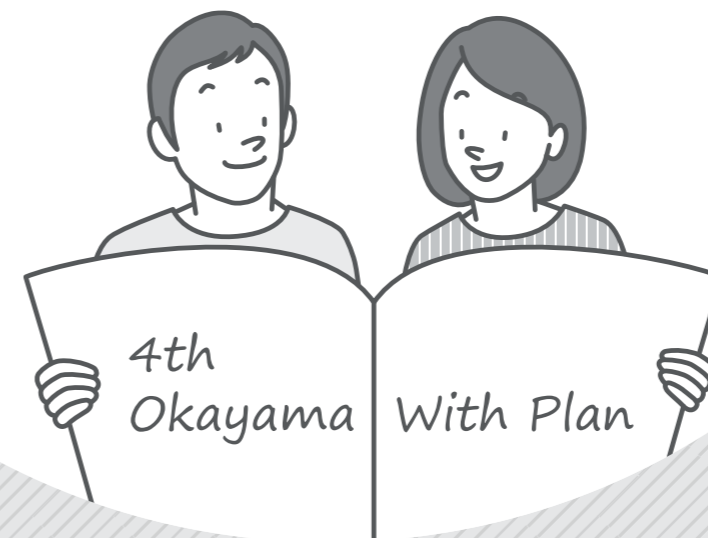


男女が共に輝くおかやまづくり

第4次 おかやまウィズプラン



第1章 計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は、私たちの願いです。そして、少子化・高齢化の進行や景気の低迷などによる閉塞感を打破し、豊かで活力ある未来を築くために必要不可欠なことでもあります。

本県では、男女共同参画社会の実現を県政の最重要課題の一つと位置付け、平成13（2001）年に「おかやまウイズプラン21」、平成18（2006）年に「新おかやまウイズプラン」、平成23（2011）年に「第3次おかやまウイズプラン」を策定し、さまざまな取組を推進してきました。この間、固定的な性別役割分担意識の一定の改善や女性の社会進出などについての成果も見られる一方、男女間で依然として意識差が存在するものもあります。また、地方創生や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の成立といった新たな動きも踏まえながら、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などについては、今まで以上に重点的に取り組むべき課題となっています。

こうした状況を踏まえ、真の男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、計画的かつ総合的に推進するため、第4次となる県の男女共同参画基本計画「第4次おかやまウイズプラン」を策定します。

県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、国・市町村などさまざまな立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら、具体的かつ実現可能な範囲で設定した目標を達成し、男女共同参画社会の実現に全力で取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例第10条に基づく県の基本計画であり、男女共同参画を推進するための基本方針や具体的な施策を示しています。

また、女性活躍推進法が平成27（2015）年8月に成立し、「県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」の策定が県の努力義務とされました。これを受け、本計画の基本目標Ⅲ「男女が共に活躍する社会づくり」の部分女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく「岡山県女性活躍推進計画」と位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成32（2020）年度を最終年度とする5年間とします。

男女が共に輝くおかやまづくり

第4次 おかやまウイズプラン



第2章 本県における 男女共同参画の現状と課題